



11月は「年金月間」です

あなたに身近で大切な「国民年金」についてじっくり考えてみませんか。

問い合わせ 保険年金課 (☎402259)・ねんきんダイヤル (☎0570・05・1165)

国民年金の種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金へ加入しなければなりません。被保険者は職業などにより3つに分類されます。

- ▷ **第1号被保険者**…自営業・学生など
→保険料を自分で納める必要があります
- ▷ **第2号被保険者**…会社員・公務員など
→保険料は、給与天引きされます
- ▷ **第3号被保険者**…第2号被保険者に扶養されている配偶者
→保険料を納める必要がありません。第2号被保険者の年金制度で負担します

保険料と納付方法

本年度の保険料は、月額1万6,590円です。保険料の納付は、日本年金機構から送られた納付書により、金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで納めます。その他、口座振替・クレジットカードも利用できます。

保険料の納付が困難なときは

所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除や猶予される制度があります。

- ▷ **保険料免除制度**…本人・世帯主・配偶者の前年所得に応じて保険料の全額または一部が免除されます
- ▷ **納付猶予制度 (50歳未満が対象)**…本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、保険料が猶予されます

[国民年金給付の種類 (各要件があります)]

給付の種類	受給対象者など	年金額 (年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間 (免除・猶予期間を含む) が10年以上ある人が、原則として65歳から受け取れます	77万7,800円 ※20~60歳まで40年間、全ての保険料を納めた場合
障害基礎年金	国民年金加入中や20歳未満、被保険者喪失後60歳から65歳未満の間の病気やけがで、一定の障がいが残ったときに支給されます。障がいの等級に応じて1級と2級があります	1級障がい= 97万2,250円 2級障がい= 77万7,800円
遺族基礎年金	国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。受けられるのは死亡した人に生計を維持されていた子ども*または、子ども*のいる配偶者です ※18歳未満もしくは障がいのある20歳未満の子ども	子どもだけの場合= 77万7,800円 子どもがいる配偶者の場合 (子1人) = 100万1,600円 ※子どもの人数に応じて年金額が変わります

▷ **学生納付特例制度**…大学・短大・専門学校などの学生で前年所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます
※失業・新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする免除・猶予の申請…失業や新型コロナウイルス感染症の影響による減収があった場合は、前年所得があっても免除・猶予になる場合があります。詳しくは保険年金課へお問い合わせください

便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなくなるだけでなく、1カ月当たりの保険料が割り引きされる「前納」や「早割」を選択することもできます。

▷ **口座振替の申し込み・手続き**…基礎年金番号の分かる物・預金通帳・届出印・身分証明書を持って、金融機関か保険年金課へお越しください

[お得な振替方法]

振替方法	納付時期	本来の保険料	前納による保険料	割引額
2年前納* (4月から翌々年3月分)	4月末	39万7,320円	38万1,530円	1万5,790円
1年前納 (4月から翌年3月分)	4月末	19万9,080円	19万4,910円	4,170円
6カ月前納 (4月から9月分) (10月から翌年3月分)	4月末 10月末	9万9,540円	9万8,410円	1,130円
当月末振替 (早割)	当月末	1万6,590円	1万6,540円	50円

*1万6,590円 (4年度分) × 12カ月 = 19万9,080円と1万6,520円 (5年度分) × 12カ月 = 19万8,240円の合計です

小型特殊自動車の規格

車両の種類	サイズ	最高速度	税額
農耕作業用自動車 (トラクター、コンバインなど)	制限なし	時速35km未満	2,400円
その他の特殊自動車 (フォークリフトなど)	長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.8m以下	時速15km以下	5,900円

トラクターなどの登録
農耕作業用のトラクターや工場で使用するフォークリフトは小型特殊自動車と呼ばれ、軽自動車税の対象となるため市への登録 (標識の交付申請) が必要となります。公道を走らない場合も登録が必要となるため、標識の付いていない車両を持っている人は申請をしてくださいます。

規格 左表のとおり

自作イラストで年賀状作成
日時 11月15日 (火)・22日 (火) 午後1時30分~3時30分
会場 総合学習センター北棟
対象 簡単なパソコン操作ができる人
定員 10人 (先着順)
参加料 無料
持ってくる物 ノートパソコン・筆記用具
申し込み・問い合わせ 電話
で藤岡パソコンお絵描きグループ 瀧本さん (☎239101) へ



申請に必要な物 ▽販売店で購入した場合 ▽販売証明書 ▽個人から譲り受けた場合 ▽譲渡証明書 (旧所有者の住所・氏名の署名、車名、排気量、車台番号の記載があるもの) ▽共通 ▽車台番号の分かる書類 (石刷りなど)
※販売・譲渡証明書を用意できない場合は相談をしてくださいます
申請・問い合わせ 税務課 (☎402231)

登録型 本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者の請求により交付した場合に、交付の事実を本人へ通知する制度です。この制度の利用によって不正取得の早期発見、不正請求の防止につながります。制度の利用には事前登録が必要です。

申請窓口 市役所市民課・鬼石総合支所鬼石振興課
登録できる人 本市の住民票または戸籍に記載されている人 (除かれた人を含む)
登録に必要な物
▷ 本人通知制度事前登録申込書 (申請窓口を用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードもできます)
▷ マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類
▷ 代理人が申請する場合、委任状および代理人の本人確認書類
※郵送でも申請できます
登録の有効期限 登録日から3年間
※登録期限満了前に継続申請のお知らせをお送りするので、必要に応じて申請してく

ださい。継続して利用する場合は登録期限満了日1カ月前から申請できます
通知の対象となる証明書
▷ 住民票 (除票含む) の写し
▷ 住民票記載事項証明書
▷ 戸籍の附票 (除附票含む) の写し
▷ 戸籍 (除籍・改製原戸籍含む) 謄抄本
通知の内容
▷ 証明書の交付年月日
▷ 交付した証明書の種類および通数
▷ 交付請求者の種別 (代理人または第三者)
登録事項の変更・廃止 住所・氏名に変更が生じた時またはこの制度の利用を廃止しようとする時は、本人通知制度事前登録 (変更・廃止) 届出書を提出する必要があります
問い合わせ 市民課 (☎402256)



イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他